

# ニュースレター



事務局: TEL.095-820-4978 FAX.095-820-4377 ホームページ <http://www.nagasaki-vs.jp>



理事長  
塩飽 志郎

## 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けて

長崎被害者支援センターは、このたび、県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。昨年12月10日、県警本部の大会議室において、私は小田信彦公安委員長から、指定書をいただきました。

これは当センターが、犯罪被害者支援組織として、人的にも、物的にも、一応の基準を満たしており信頼できるとの、お墨付きを頂戴したものとと言えます。

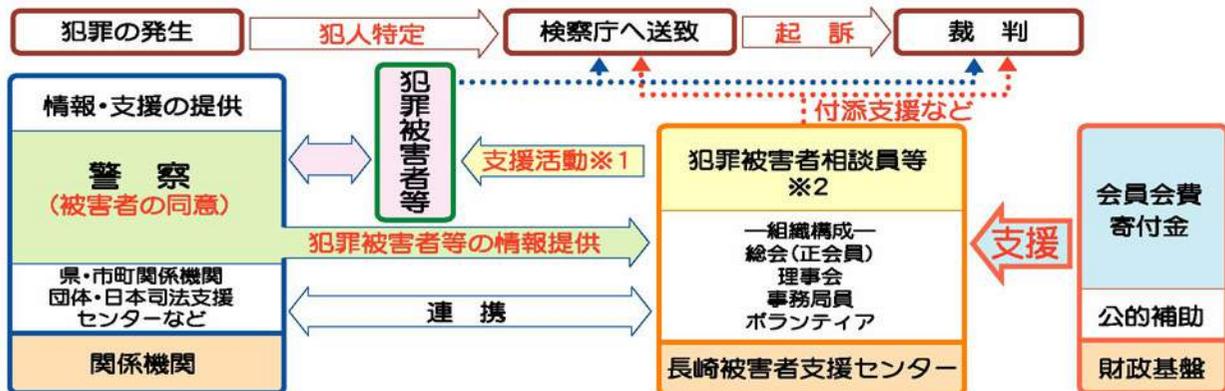
指定を受けたことによる、一番大きな効果は、警察から犯罪被害者の住所、氏名、被害の概要などの情報を提供してもらえらるということです。

これまで当センターの被害者支援活動は、被害者からの電話相談等を受けてから、それを端緒に支援活動に入るという、受身の姿勢でした。しかしそれでは、被害者は犯罪被害に苦しんでいても、悩んでいても、すぐに電話相談するとは限りません。被害の回復のためには、一日も早い支援が必要であるのに、それが十分にできない憾みがありました。

それがこれからは、警察から情報が入る訳ですから、こちらから被害者に連絡をとって、積極的に能動的に支援活動に入れる訳です。先般、第1号の情報提供が警察からありました。当センターの被害者支援活動が、量的にも質的にも飛躍するものと思います。責任も重大であり、支援員、役職員一同、心してかからねばならないと自覚しておるところです。皆様方の一層のご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けましたことは、これまで物心両面にわたりご支援いただいた皆様のお陰であり、また、とりわけ県警被害者支援室の手とり足とりのご指導の賜であり、厚く御礼申し上げます。

### 長崎被害者支援センター(犯罪被害者等早期援助団体)のしくみ



※1 支援活動には情報提供、検察庁・裁判所・警察・病院などへの付添支援及び法的・精神面での専門家による支援などを行う。  
 ※2 犯罪被害者等早期援助団体の要件を満たした犯罪被害相談員等、センター関係者(弁護士・精神科医・臨床心理士等)など

電話  
相談



**(095)-820-4977**

毎週火～土曜日 / 10:00～16:00

秘密厳守  
相談料無料

面接相談: 電話相談の上、予約が必要となります。必要に応じて弁護士・臨床心理士の面接相談も行います。

# 被害者等も裁判に参加 (平成20年12月1日施行)

被害者参加制度

国選被害者参加弁護士制度

損害賠償命令制度

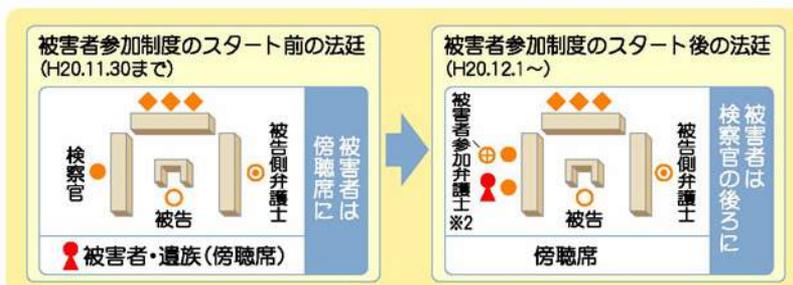
## 被害者参加制度

### Q 被害者参加制度とは

A 被害者やご遺族の方々が刑事裁判に直接関与することができる制度です。

### Q どのような内容ですか？

A 一定の事件の被害者やご遺族の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができます。なお、刑事裁判への参加を許可された被害者やご遺族の方々は「被害者参加人」(※1)と呼ばれます。



### Q 誰が利用できるのですか？

A 殺人、傷害などの故意の犯罪により人を死亡させたり傷付けた事件や、強姦、強制わいせつ、逮捕、監禁、業務上過失致死傷罪、自動車運転過失致死傷などの事件の被害者やご遺族の方々(未成年の場合は親権者。被害者が死亡または重症等で参加できない場合は、その配偶者、父母、祖父母や子・孫、兄弟姉妹など)です。

### Q どのような手続きで参加できますか？

A 被害者やご遺族等の方々から、刑事裁判について、事件を担当する検察官にお申し出ください。申し出を受けた検察官は、被害者が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知します。

### Q 必ず刑事裁判に参加できますか？

A 裁判所が、被告人または弁護人の意見を聞き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と判断した場合には、被害者参加人として刑事裁判に参加できます。また、参加が許可されて被害者参加人となった場合でも、希望される手続きによっては、参加が許可されない場合もあります。

### Q 被害者参加人は刑事裁判でどのようなことができますか？

A ア 原則として、公判期日に法廷で、検察官の隣などに着席し、裁判に出席することができます。  
 イ 証拠調べの請求や論告・求刑などの検察官の訴訟活動に関して意見を述べたり、検察官に説明を求めることができます。  
 ウ 情状に関する証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、証人を尋問することができます。  
 エ 意見を述べるための必要と認められる場合には、被告人に質問することができます。  
 オ 証拠調べが終わった後、事実又は法律の適用について法廷で意見を述べることができます。

### Q 被害者参加人も国選弁護士制度を利用できますか？

A 被害者参加人が刑事裁判への参加を適切効果的に行うため、資力が乏しい場合であっても、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度があります。被害者参加人は、公判期日への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委任することもできますが、資力(現金、預金等)が150万円に満たない場合には、弁護士(「被害者参加弁護士」※2と呼ばれます。)の選定を求めることができます。

### 「刑事裁判に参加する制度の概要」(流れ)



# 損害賠償命令制度

## Q 損害賠償命令制度とは

A 刑事裁判所が、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申し立てがあったときは、刑事事件について有罪の申し渡しをした後、当該賠償請求についての審理・決定をすることができ、紛争を刑事手続きの成果を利用して簡易かつ迅速に解決すべく設けられた制度です。

## Q 損害賠償命令の対象となるのは？

A 人の生命・身体・自由に故意に被害を及ぼした犯罪（被害者参加制度の対象となる罪から、業務上過失致死傷・危険運転致死傷等の過失によるものを除いた罪）などの事件が対象となります。

## Q どのような内容ですか？

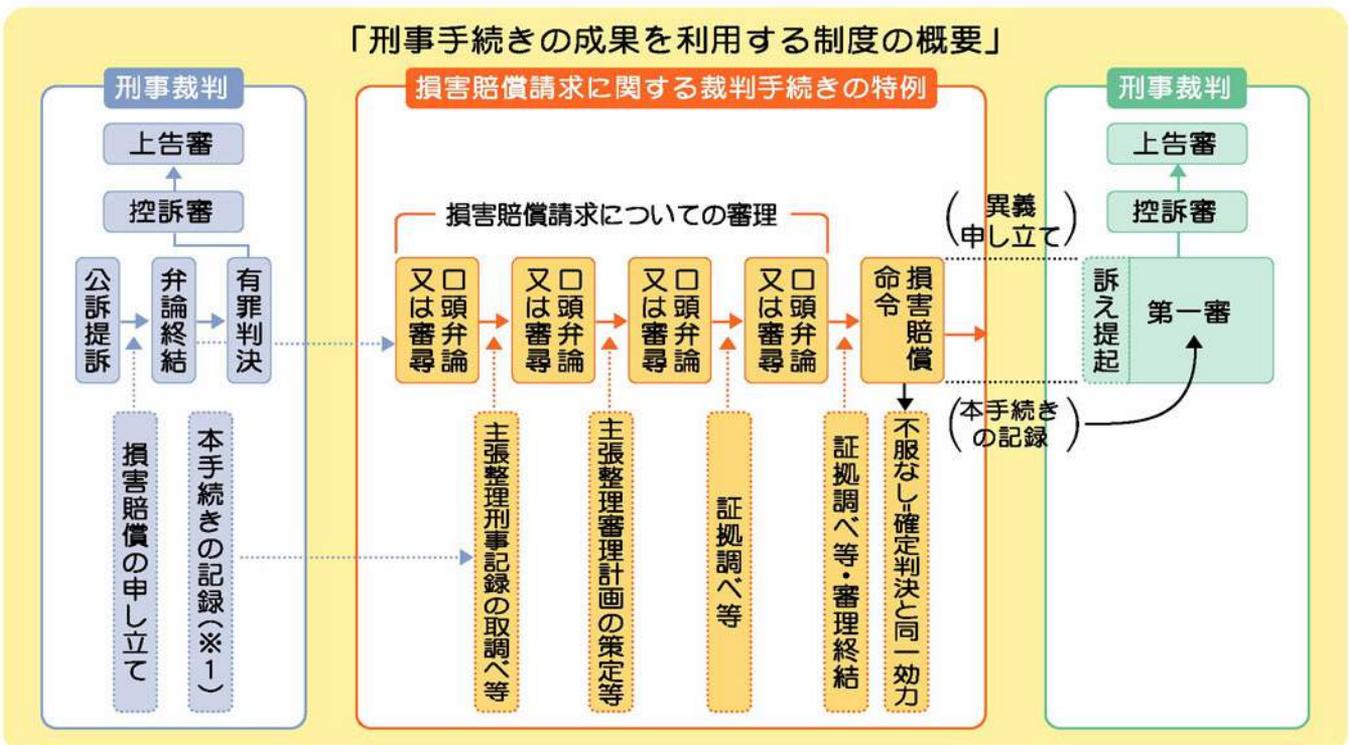
A 犯罪被害者またはその相続人などの方は、刑事裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができ、この申し立ては、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。

## Q 従来の民事裁判との違いは？

A 申し立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について、有罪判決があった後、この申し立てについての審理をそのまま担当し、刑事裁判の訴訟記録（※1）をこの審理においても取り調べたうえ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申し立てについて決定し決定書を作成します。この決定の内容につき不服がある場合は、2週間以内に裁判所に異議の申し立てができ、申し立てがされると自動的に通常の民事訴訟の手続きに移りますが、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事裁判所に送付され改めて証拠として提出する必要はありません。2週間経過すれば決定は確定となり、確定判決と同一の効力を持つこととなります。

## Q 申し立てる際の手数料は？

A 刑事裁判所が民事の損害賠償の審理を担当し刑事裁判の訴訟記録を取り調べることなど刑事手続きの成果を利用することにより、被害者やご遺族等の方々による被害の立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続きを進めることができ、申し立て手数料も2,000円であるなど利用しやすく、損害賠償請求に関する労力を軽減できる仕組みになっています。



# 下半期活動報告

## 広報

9月17日 県警音楽隊プロムナードコンサート  
会場パネル展示及びチラシ等配布

10月15日 地域安全・暴力追放運動  
「安心・安全街づくり」  
長崎県大会会場でのパネル展示・  
広報グッズ等配布

11月19日 犯罪被害者支援キャンペーン



11月30日 学校巡回特別講演会

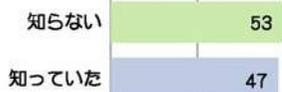


12月13日 人権フェスティバル参加(パネル展示・アンケート・広報グッズ配布)

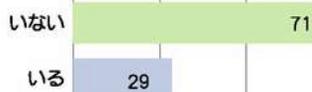


人権フェスティバル アンケート集計結果(100名)

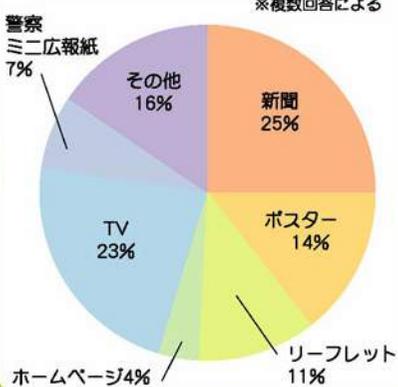
### センター認知度



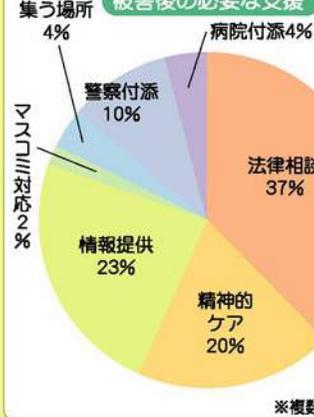
### 身内・知人に被害者がいる



### センターの存在を何で知りましたか



### 被害者の集う場所



## 研修等

- 7月7日～10日 ……「被害者支援セミナー」(指導的立場の長期支援従事者育成目的)  
8月2日～3日 ……「九州沖縄ブロック研修会」(ブロック間情報交換及び中級研修ほか)  
8月29日 ……被害者国選弁護士制度連絡協議会(法テラス主催)  
9月9日 ……女性相談関係実務担当者意見交換会(法テラス主催)  
9月29日～30日 ……全国被害者支援ネットワーク秋季研修会  
10月6日～10日 ……直接的支援実地研修(都民センターでの実地研修)  
10月21日～22日 ……自助グループ継続研修会  
10月29日 ……長崎県被害者支援連絡協議会実務担当者会議  
10月31日 ……長崎地方協議会(法テラス主催)  
11月18日 ……長崎県被害者支援連絡協議会総会  
11月18日 ……「犯罪被害者支援講演会」(松本サリン事件被害者:河野義行氏)

## 講演等

8月5日・10月17日 「地域別相談会」及び「被害者のための講演会」

8月5日:佐世保市・10月17日:五島市

講演会参加者数:17名・面接相談者数:5名



12月10日 佐世保学園講演

### 「支援の現場から」(付添支援で感じたこと)

ある新聞記事の中に「聞く側に必要なのは、言葉でも行為でもない。時間と空間を共にすることです。一緒にとどまることが大事なのです。」と書かれていた。

例えば、DV被害者の場合である。加害者が逮捕され、ひとまず安心した状態にあってもこれからの生活の不安、またいつ加害者が目の前に現れるかもしれない恐怖、それら多くの不安を抱えながら、住居、子どものことなど、すぐにも関係機関に相談し、解決しなければならない場面が多くなる。

しかし被害者は被害によってもたらされた感情の高ぶりから気持ちをうまく伝えられない、相手の話すことを素直に受け入れられない、自分の思っていることと違って聞こえたりする。それは特別なことではなく誰もがそのような状態になるのが当然なことである。後で冷静に考えれば、もっと素直に受け入れられたのと思うのだが、それが事故や事件の直後にはできないのである。

しかし、そのような状態の時に一緒に話を聞くことで安心され、そばに付き添うことで、相手の話が聞けることもある。そして冷静に話が聞けた結果、自分自身の力で判断し、考える力も生まれてくるのである。

私たちは、被害者に代わって何かをやってあげるのではなく、本人が本来持っている力を本人自らが出せるように寄り添うことではないだろうか。

これからも被害にあわれた方やその家族の方と時間と空間を共にして、事件・事故にあわれる前の生活に少しでも近づけるよう、寄り添っていければと願っている。

## 犯罪被害者等早期援助団体指定書交付式(平成20年12月10日)



### 犯罪被害者等早期援助団体とは

当センターは、平成20年12月10日、長崎県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実に行うことができる、営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害にあわれた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障があることがあります。また、被害状況等を繰り返し説明することは、精神的にも負担となります。

センターの求めに応じ警察が支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、援助に必要な情報の提供を受けることができるようになりました。

この連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただき、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるように、必要な支援を開始します。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心ください。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

### [指定の要件として]

1. 定款等に援助事業を行う定めがあること。
2. 相談事業を適正確実に行うために、必要な事業規定が定められていること。
3. 相談業務等に関して知り得た情報の、適切な管理と秘密保持に必要な措置が講じられていること等がある。
4. 最重点として、被害者等のプライベート保護として
  - ・気軽に相談を行える場所
  - ・面接相談を行うための防音、遮蔽された十分な広さの部屋の確保
  - ・電話相談を行うための適切な構造の部屋と、会議研修室等の確保

## 新事務所ご紹介



電話相談室



面接相談室



会議室兼研修室



事務室

※この事務所は日本財団の助成を受けて、施設内の整備を行いました。

## 皆様からのご協力に心より感謝申し上げます。会員・寄付者芳名

会費及びご寄付を頂戴した方々で、芳名掲載をご了承いただいた方、団体のみを掲載いたしました。順不同。敬称略。  
平成20年8月1日～平成21年1月31日現在。

### 団 体

<b>[長崎市]</b> 西部ガス(株)長崎支社 ホテルニュー長崎 浜市商店連合会 長崎市遊技場組合 (社)長崎県警友会連合会 長崎船舶装備(株) 長菱制御システム(株) 長菱船舶工事(株) 長菱ソフトウェア(株) 三菱重工業(株)長崎造船所 長崎放送(株) 西日本菱重興産(株) 大浦地区金融機関防犯協会の 長崎魚市(株) (株)バサージュ琴海 (財)長崎県交通安全協会 浦上地区金融機関防犯協会の 浦上地区職域生活安全協議会の 長崎電気軌道(株)	NPO法人トータルケアサービス大 (株)浦上自動車学校 長崎文化放送(株) 長崎県医師会 長崎市歯科医師会 <b>[佐世保市]</b> 西部ガス(株)長崎支社 佐世保支店 (株)橋高 佐世保卸団地協同組合 (社)長崎県建設業協会佐世保支部 佐世保市タクシー協会 第一生命労働組合佐世保支部 (株)親和銀行 総務広報部 佐世保青果(株) <b>[島原市]</b> (株)山水 島原市交通安全協会の 島原食糧販売(株) 島原地区自家用自動車協会の 島原商工会議所	(社)島原南高歯科医師会 (社)島原市医師会 (株)丸政水産 <b>[諫早市]</b> 諫早ケーブルテレビジョン放送(株) 諫早市警察官友の会 諫早商工会議所 諫早市暴力追放運動推進協議会の (医)横尾病院 (株)宮崎電機工業 吉川建設(株) 岩崎修一税理士事務所 (社)福みたち保育園 (株)ウエノ安全協議会 <b>[五島市]</b> 下五島遊技場組合 長崎県行政書士会五島支部 <b>[西海市]</b> 黒瀬建設(株)	<b>[雲仙市]</b> 雲仙市警察官友の会 (有)オートサービスふじい <b>[南島原市]</b> 南島原市交通安全協会の 南島原市防犯協会の <b>[西彼杵郡]</b> (医)光善会長崎百合野病院 (学)青雲学園 <b>[東彼杵郡]</b> 川棚地区金融機関防犯協会の 常在寺住職 合川天心 <b>[北松浦郡]</b> (株)親和テクノ
--	--	---	---

### 個 人

<b>[長崎市]</b> 石丸 太郎 石丸 アサ子 今泉 順子 小川 久好 大坪 義昌 大坪 嘉昭 鍵原 行雄 栗原 重忠	近藤 弘幸 中川 恵子 本田 哲士 宮村 庸剛 目良 公子 山川 倭佐雄 田中 一雄 高田 英敏 深山 和子	山中 修二 <b>[佐世保市]</b> 鈴木 崇彦 松永 敏行 宮原 福子 <b>[島原市]</b> 鐘ヶ江 管一 古瀬 太一 平野 照彦	本田 文博 <b>[諫早市]</b> 佐藤 久子 荒川 明継 宇賀 辰郎 大路 洋一 尾下 進 小賦 義一 北御門 節子	小林 靖明 谷口 依継子 増永 恵以子 松藤 光男 森 誠司 山口 康宏 <b>[大村市]</b> 関 靖磨 <b>[平戸市]</b> 浦田 薫	<b>[松浦市]</b> 押淵 英展 小村 信和 <b>[西海市]</b> 西村 金造 濱田 博之 <b>[雲仙]</b> 佐藤 公泰	<b>[西彼杵郡]</b> 相川 光正 黒崎 勇 <b>[東彼杵郡]</b> 奥川 良三 川添 要介 <b>[南松浦郡]</b> 築地 盛助
---	--	---	--	---	--	---

### 寄 付

<b>[長崎市]</b> 浦上警察署 川脇 綱代 田中 圭介 竹口 清 高田 英敏 長峰 ヨシエ	長崎警察署 長崎県警察本部 外事課 外友会 長崎地区警察官友の会 長崎県遊技業協同組合 西津 ヨシ子 (株)にしけい 長崎支社 本多 朗	益田 耕作 <b>[佐世保市]</b> 井上 哲朗 佐世保地区防犯協会の 佐世保市警察官友の会 <b>[五島市]</b> 五島警察署	<b>[諫早市]</b> 北御門 節子 諫早警察署 諫親会 諫早西ロータリークラブ (有)福田屋 <b>[雲仙市]</b> 伊藤 正昭	<b>[島原市]</b> Two Bee 片山 <b>[大村市]</b> 宮田 雄吾 <b>[西海市]</b> 崎本 修	<b>[平戸市]</b> 佐々木 信二 永嶋 町子 <b>[西彼杵郡]</b> 松尾 隆 <b>[東彼杵郡]</b> 奥川 良三
--	--	--	---	---	--

### 正会員

<b>[長崎市]</b> 永田 吉朗 太田 保之 岩永 眞智子	<b>[雲仙市]</b> (医)愛野記念病院 <b>[西彼杵郡]</b> 荒木 かをり	<b>[東京都]</b> 河井 耕治	※このほかに、賛助会員や寄付の方で掲載を希望されない、 または掲載の確認が取れなかった方34名
--	--	-----------------------	--



## 賛助会員・ご寄付募集



長崎被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。  
私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。ご賛同いただける新規会員の入会  
またはご寄付をお待ちしています。

賛助会員(年会費)

個人 10 年3,000円  
 団体 10 年10,000円(何口でも結構です)

振込口座(郵便振替)

口座番号:01730-8-102986  
 加入者名:長崎被害者支援センター



\*\*\*\*ご寄付は、金額にかかわらず随時受付けております\*\*\*\*  
 (会報へのご芳名掲載を希望されない方は、通信欄にその旨記載をお願いします)

<http://www.nagasaki-vs.jp/keitai/>

## 21年度のご案内

犯罪被害者等のための講座と地域別相談会を同日・同会場にて開催いたします。

場 所	諫早県央地区……………8月 西彼・長与・時津地区……………10月
日 時	未定 (後日センターホームページ、携帯サイト、市町の広報誌等で案内予定)

犯罪被害を支援する臨床心理士等が被害者のおかれている現状・実態の講演と、被害者の方々が日ごろ感じている、被害者になっての心境や、不安、悩み、忘れられない思いなどを、自由に話したり、同じ被害者の気持ちを聞いたりできる講座です。また、少しでも被害者等の気持ちを知りたい、支援したい方のための講座です。その後、被害者を対象とした弁護士、臨床心理士、支援相談員等による【個別相談会】を開催いたします。是非、ご参加下さい。(センター賛助会員の方/寄付者の方のご来場も歓迎いたします。)



### 第8期生支援ボランティア養成講座のご案内

目 的	犯罪被害者支援ボランティアとして活動できる人材の育成
日 程	平成21年6月から平成22年2月(約9ヶ月間)
会 場	被害者支援センター研修室(長崎駅前)ほか
資 格	年齢20歳以上で講座終了後、電話相談や広報活動にボランティアとして、平日に4時間程度(毎月1回以上)従事でき、毎月1回の継続研修会や外部研修会(随時)に出席可能な方。
応募方法	市販の履歴書と「志望動機及び犯罪被害者支援について」の作文(800字程度)を添付し、センター事務所まで郵送。
応募期間	平成21年4月10日から4月30日(消印有効)
審 査	1次審査「書類審査」・2次審査「面接審査」
受講料	無料

※なお、会場には駐車場がありませんので、ご了承ください。

## 物品等を提供してくださるご協力者(社)を募集いたします

「支援活動に必要な資金集めや広報活動に苦慮しておりますので、下記のような方法で多少にかかわらず、ご協力のほどよろしくお願いいたします。(物品等協力者(社)として広報誌にもご芳名を掲載させていただきます。)

- その1 書き損じのハガキ・未使用の切手で、不要なものをお譲りください。
- その2 当センターの街頭宣伝活動やフェスティバル等で配布するティッシュ・試供品・ボールペン等の広報グッズ(企業名入り歓迎)がありましたらご提供ください。
- その3 店舗や病院等で当センターのリーフレットやポスターを設置していただける場所を探しております。また、企業の研修会・自治会の集会などで配布していただける場合は、必要部数を送付いたします。ご連絡お待ちしております。

